

第4回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成29年1月20日（金）13：30～

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、普光院委員、飯田委員、松田委員、正岡委員、上田委員、廣田委員、橋谷委員、松谷委員、上保委員、得原委員、中村委員

欠席委員

加藤副会長、相馬委員、石井委員

事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、田中保育課長、
上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、松本子ども家庭課長、
小野若者支援担当課長、大澤幼児教育・保育推進担当課長

資 料

資料1 新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について

（別紙） 新規開設等予定施設・事業

（参考） 家庭的保育事業等の認可等について（報告）

（参考）-1～4 家庭的保育事業等認可申請概要

（参考）-5 小規模保育事業における検査済証のない建築物の活用及び
認可保育園等の取扱変更に伴う対応について

資料2 保育の利用・調整基準の見直しの検討について【最終報告】

2-1 保育の利用・調整基準の見直しに係る課題一覧

資料3-1 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン(中間取りまとめ)概要版

3-2 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン（中間取りまとめ）

資料4 子ども計画（第2期）重点政策にかかる取組みについて

4-1 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表

4-2 「世田谷区子ども計画(第2期)」進行状況一覧

資料5 児童相談所移管に係る特別区の検討状況及び効果的な児童相談行政の推進に向けた検討について

議事

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、今期の第4回子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、改めまして明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます香山でございます。委員の皆様には平成27年6月の第1回から第8回までご出席いただいております。今日が最終回になります。よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席状況ですが、所用により加藤副会長、相馬委員、石井委員よりご欠席の連絡をいただいております。

まず、議事に入ります前に、お手元に配付させていただいております資料のご確認をさせていただきます。次第に、資料1から資料5まで掲載しておりますのでご確認いただきまして、議事に従いましてその都度、不足等ございましたら挙手でお知らせいただければ、事務局がお届けに伺いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

(1) 新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について

会長 それでは、議事に入りたいと思います。

今日は2時間を目安にし、1つ1つの議題ごとの時間が次第に書いてありますので、それを見ながら心して進めたいと思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。ただ、言い足りなかったということがないように、ぜひ闊達なご議論をお願いしたいと思っています。

それでは、議事1、新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料1をご覧ください。一番下の 印に記載したとおり、新制度がスタートした平成27年4月以降に認可を受け開設する施設・事業につきましては、区が利用定員を定めることとなっております。子ども・子育て支援法上、区が利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等のご意見を伺わなければならないということで、ご意見をお伺いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、A3判の別紙でご説明させていただきます。

平成29年4月に新規開設を予定している保育施設、こちらは今後2次選考で募集をかけていく内容になりますが、小規模保育2カ所、29年4月に認可外から認可施設へと移行を予定している施設、これが認可保育園が5カ所、小規模

保育が1カ所となります。それと、29年4月1日以降の年度途中開設分として現在事業決定をし、公表しているもので、認可保育園を5カ所予定しております。今回その内容につきまして、利用定員等のご確認をいただきたいということでございます。

表のつくりとしましては、地域別に分かれておりまして、裏面の一番下には、全体の数値を記載しております。表面にお戻りいただきまして、一番上の世田谷エリアをご覧ください。新設、移行、定員増減について記載をしております。例えば青葉学園野沢こども園では1号認定の定員を増員しているというように表をご覧くださいければと思います。

表の右下にそれぞれ地域ごと地域需要量見込み数ということでまとめていますが、その中段に、「(見直し後)平成29年度 事業計画数(平成30年4月開園)」というものがあります。こちらの数字はこの会議や同部会でもご検討いただき案を策定いたしました支援事業計画調整計画の中で、保育定員を32年4月までにおよそ1,700人弱増やすこととしており、これが30年4月に目指していく世田谷地域の数字になります。

一番右の2号・3号計のところに、5,303という数字がありますが、これが目指していく定員数でございます。一番下に「確保内容計」というところがございます。これが現在、年度途中も含めて現時点で予定している数値でして4,991になります。目指す定員数5,303との差である312まだ足りていないということになります。あくまで現時点の数でして、29年10月くらいの開設分まで今回反映していますが、30年4月の新規開設分が反映されてきますと、5,303が満たされていく形になろうかと思っております。

同様のつくりで、北沢地域、玉川地域についても記載しております。

北沢、玉川地域についても世田谷地域と同様で、30年4月に事業計画数として目指している数と、現在の確保数に200から300程度の差が生じている状況でございます。

裏面に進みまして、砧地域も同様に、2つの欄を比較しますと、197足りていない状況です。ここで1つご説明したいところが、上から3行目、見直し前の「平成29年度 事業計画数(平成30年4月開園)」のところでした、こちらを見ていただくと、一番右の2号・3号計の数が砧地域では3,197となっております。この見直し前の計画数と、一番下の、現時点で確保している内容を見比べていただくと3,431ということで、すでに計画数を超えています。事業計画の見直しを検討した際に、砧地域にも待機児童がまだいるのに、計画上は数字を満たしている状況になっており、現状とはかけ離れた計画になっているということで、この辺も踏まえて、今回見直しをしたところです。

その結果、3,197の下欄ですけれども、見直し後は3,628を確保していく計

画になってございます。今、3,431が確保されていますので、今後197を確保する必要があるので、現実に近い数字になっていると考えております。

続きまして、一番下にある全体の集計をご覧ください。「(見直し後)平成29年度 事業計画数(平成30年4月開園)」の欄にあります19,544の定員を30年4月に確保していくことになります。現時点では確保内容は一番下の欄、18,089ということで、まだ1,455足りない状況でございます。30年4月1日開園を目指す新規開設分が反映されていないので、それも含めまして、この1,455という数字を確保していくということになります。

別紙につきましては以上でございます。

事務局 続きまして、参考資料として添付しておりますA4判の資料をご覧ください。

こちらにつきまして、区が認可、そして確認を行います家庭的保育事業等の認可等に関する報告でございまして、1の(2)にございますように、4つの家庭的保育事業等の認可、確認を行う予定でございます。それぞれにつきましては、2枚目以降に個別の認可申請の概要の資料も添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

1の(2)の一番上にある27年4月に小規模保育事業C型として開始したもみの木M o m太子堂ですが、今回、C型からA型へ変更することになります。手続としてはC型を廃止して新たにA型を認可するという形をとらせていただいております。

裏面をご覧ください。3につきましては所在地や代表者の変更でございます。それから、4が小規模保育事業における検査済証のない建築物の活用についてで、昨年11月から12月にかけていろいろな動きがありましたので、簡単にご説明させていただければと思います。

資料1(参考) - 5をご覧ください。

主旨といたしましては、これまで建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付がされているということが、東京都が保育所を認可する場合の建物の要件となっており、区においても新制度が始まるときに小規模保育を行う建物についても同様の扱いとしました。この間、区議会でも検査済証がない建築物にも、優良なものもあり有効活用を考えたらどうかといった議論もありましたので、今回、一定の条件のもとでこれを認めることとしたものでございます。あわせて、東京都も認可保育所の扱いを変更することが決まったものですから、認可の建物につきましても小規模と同様の考えで一定の条件のもとで認めるという主旨でございます。

1枚めくっていただきまして、裏面になりますけれども、(4)をご覧ください。今、待機児童対策として、世田谷区でも0歳から2歳クラスの低年齢児の

保育定員の拡大を重点的に取り組んでいるところですが、世田谷区が住宅系の用途地域が大部分を占めているということで、なかなか商業地域や近隣商業地域が少ないものですから、比較的保育施設として活用できる事務所系の建物等が少ない現状があります。さらにその中で、例えば小規模保育や認可保育園の分園等、比較的小さな規模の保育事業を行う建物が、なかなか見つからない。これまでも建物の相談は150件ぐらい来ていますが、半分近くは検査済証がないためにあきらめてしまうという実態もございまして、そういうところの現状打破を図っていききたいという趣旨もございました。

東京都に急な動きがございまして、(5)にありますように、11月に東京都が緊急対策会議を開きましたので、そこで区からも、東京都としても検査済証がない物件であっても、安全性の確保を前提に活用できるような道筋をつくってほしいという要望、意見を出させていただいたところでして、(6)にありますように、かなり早く、12月の初めに東京都から通知がございました。それを受け、(7)にありますように、区としても翌日すぐ要望を行ったところでございまして、それぞれの文書につきまして別紙で後ろのほうにつけさせていただいております。

では、区としてどうするのかということも3、4に記載しております。3の基本的な考え方といたしましては、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けていない、検査済証のない建築物を保育に使う場合には次のことを基本とするということで、(1)が今想定されている首都直下型地震の想定震度は区内の一番強いところで震度6強なのですが、それに耐え得る耐震強度が確保されている建築物であることを前提とする。それから、(2)で、今、重点化しております比較的中規模から小規模の保育事業については、大体床面積が150㎡前後あれば運営できるということもございまして、100㎡以上の物件に活用を図りたい。それと、地震や火災、建物の総合的な安全性や、建物の耐久年次を考え、木造については除外するという基本的な考え方のもとに、4に取り扱いを示させていただいております。

基本的には以下の3つの条件を満たすことを示す関係書類を、保育事業者がオーナー等の協力のもとに区へ提出していただき、認めていくこととなります。その際、建築については保育所管では専門外になりますので、建築所管から専門的な技術的な助言を求めるということになっております。

3つの条件が下に書いてありまして、建物を建てる前に建築基準法の建築確認を行う必要があるのですが、その確認が行われた建築確認済証は交付されていること。ですから、建築確認のない、無確認の建物は対象外でございます。それから、2つ目といたしましては、建物の用途について従来、普通でしたら住宅や店舗、事業所等、用途が建築基準法の中の建築確認の中で記載さ

れて、それが確認されているわけですが、それを100㎡以上ということで、保育所、保育事業に使用したい場合は、保育所用途への用途変更の手続が済んでいること、あるいは、その手続がすぐ完了する見込みにあることを2つ目の要件としております。この2番目の条件によりまして、用途変更という手続が完了するためには建築基準法への適合性が求められますので、仮に検査済証をとっていなくても、建築基準法に適合していることが確認できるということです。

次のページになりますけれども、それでは、建物の安全性で一番大事なところの構造耐力と言われる建物の地震に対する強さはどうかということでございまして、こちらにつきましては、資料に3つほど例示を記載しております。これはケース・バイ・ケースになってまいりますけれども、建築物を建てたときの、あるいは設計したときのいろいろな設計図書や構造計算書、実際に施工した後の施工図等、そういった書類がきちんと全部残っているような場合には、そういった書類で新耐震基準を満たす建築物であるということを専門的な建築士等が証明できれば認めるということ。そういった書類等がなかったり、あるいは不完全だったりする場合については、いろいろ具体的な調査をしていただいた上で、I s 値という構造耐震指標が0.6以上であることを求めております。あるいは、実際はやっていただけないのですけれども、国土交通省のガイドラインを踏まえた調査報告をやっていただいて、基準法への適合性や構造上の問題がないということが確認できることを3番目の条件とさせていただきます。

家庭的保育等につきましては区が認可権限を持っておりますので、今ご説明した方法で実施いたしますが、認可保育園や認証保育所は東京都が認可・認証権限を持っています。東京都は5に記載する対応を図ることを示しておりますので、区としては、小規模保育の考え方で説明しました先ほどの考え方をもとに安全性を確認した上で、東京都の認可・認証の申請に区としての考え方を上げていきたいとしているところでございます。こちらにつきましては、12月から適用させていただきます。

会長 それでは、今の2つ説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。よろしいですか。では、この件についてはご承認いただいたということで進めさせていただきます。

 続きまして、議事2、利用調整基準見直し検討部会の報告をお願いいたします。

(2) 保育の利用調整基準見直し検討部会の検討内容について

事務局 資料2をご覧ください。これは中間報告も前回させていただきます。

が、この間、検討してきた内容をご報告させていただきたいと思います。部会に出席していただいてご検討いただきました委員の方々、誠にありがとうございました。

1の(2)にありますように3回にわたり検討したところでございまして、課題の整理と部会としての取りまとめをしておりますので、それぞれの項目で部会の結論という欄をご説明していきたいと思います。

最初の2の(1)が第3子以降の保育の優先利用についてでございまして、これにつきましては、2ページの上のほうに として部会の結論という項目を設けております。結論といたしましては、兄弟姉妹加算につきましては現行どおりの取り扱いとする。それから、「一方、兄弟姉妹加算により、第1子の入園につながりづらい現状があるとともに」と記載しておりますが、要は、兄弟加算のある方が優先されるような形になっていまして、第1子の入園の方には厳しい現状があるとともに、兄弟が別園となった場合の日常の送迎時間の問題など、それぞれの立場からの主張は相入れないものであるため、多胎児への加算の議論も含め、引き続き公正かつ適正な指数のあり方について検討してまいります。今行っていますプラス5点の加算につきましては、当面は現行どおりとするという結論でございます。

(2)の育児短時間勤務等に関することにつきましてもご議論いただきまして、これにつきましては、3ページに部会の結論をまとめさせていただいております。読みあげさせていただきますと、「子育てをしながら同時に仕事も続けられるよう、育児休業の充実（育児休業期間の延長や給付の全額補償、男性の育児休業取得の促進等）や、短時間勤務・在宅勤務・テレワーク・ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入など、乳幼児をもつ父母社員への企業の配慮促進といった取り組みを推進するよう、引き続き区から、育児のための労働施策利用促進について、国や都に要望をしていくとともに、区内事業者等への要請も別途検討する」、それから、「区の0歳児の待機児童は依然高い数値で推移しており、当面は外勤者が育児休業を切り上げて入園を申込む状況が見込まれることから、上記の国への要望の進捗状況等を踏まえ、5歳児クラスの途中退園制度の廃止の時期を別途検討するとともに、保護者に一定の予告期間を設けることとする」、それから、「外勤者だけではなく、自営業者等も含めた育児のための労働施策に対する区の考え方を保護者に示すため、『保育のごあんない』や区ホームページ等に別途掲載する」ということで、要は、今の5歳児退園ルールにつきましては廃止しますが、どの時点で廃止するかにつきましては、利用される方の生活の設計に影響を与えますので、一定の期間を設けて廃止をしていくという結論でございます。

それから、部会の議論からは少し話がそれますが、前段部分の労働施策につ

いては、区としてもいろいろ検討しているところですが、会社、事業所から提出していただく勤務証明書には裏面に半分ぐらい余白がありますので、勤務証明書の裏面等に各事業者への要請をするような形を、来年からでもとっていただければと考えております。それから、国も育児休業につきましては、取得期間の延長等を考えているとのことですので、それがどういう形で定着していくのかを見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。

具体的には、今、利用調整基準の中で、有償受託については、0歳児クラスは5点、1歳以上については6点としています。従来は年齢に関係なく6点でしたが、0歳児クラスについては5点に修正し、育休明けの加算5点と同じレベルにすることで、無理に育休を切り上げて有償受託を行い、ポイントを上げ0歳から認可保育園に入れるということをなるべく減らそうとしています。育児休業期間がもし2年に延長した場合には、0歳児クラスだけでなく1歳児クラスも同様の修正をすべきなのか、といった議論・検討を引き続き進めていく必要があると認識しております。

次が、(3)保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用についてですが、部会の結論といたしましては4ページの下の方になります。「保護者のいずれかが満18歳未満である場合は、優先利用の対象とする」、「現規則で規定している、保育の利用基準『前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合』の後に、『(保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合を含む)』を加える規則改正を検討する」、「十代での妊娠出産はその後の生活に大きな社会的リスクを抱えていく可能性も高く、行政としてもさらに踏みこんだ支援をする必要があるため、妊娠期等に保育所の利用を促すなどの働きかけを行うなど、区は取組み内容を随時発信していく。運用方法や保育料の算定方法については、別途検討が必要である」ということをごさいまして、「保育のごあんない」に載っている選考指数等の中にはっきりと、18歳未満というものを記載して対応していくということをごさいます。

次の同一指数世帯の優先順位につきましては6ページの一番上になりますが、「保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置づけられた施設であり、児童福祉的な観点から保育を行う施設である。福祉政策的な考えからも、『同一指数世帯での優先順位』については、現行どおりの取扱いとする」、「一方、所得の高い世帯からの不公平であるとの意見があることから、保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であること、同基準に関する区の考え等を保護者に示すため、『保育のごあんない』や区ホームページ等に別途掲載し、区民の理解を得るよう努める」という結論をごさいまして、指数の取り扱いにつきましては現行どおりとしております。

次が(5)配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用

についてで、結論といたしましては、7ページの上のほうになりますけれども、「いわゆるダブルケア等により、緊急時に保育が必要な場合は、これまでどおり、現行制度の緊急保育において対応する」、「一方、緊急保育の期間の延長については（最長2ヶ月）個々のケースにより判断しているが、保護者が傷病のため継続して長期入院をする場合などの養育困難世帯においても、継続して預かることができないなどの弊害が生じている」、「そのため、緊急保育の期間延長をするケースについては、通常の有償受託点（6ポイント若しくは5ポイント）にさらに2ポイントを加算する」、「緊急保育の期間延長の取扱い等については、関係所管課による協議のもと、有償受託の加算のため緊急保育を利用する等の誤った運用を抑制する仕組みを検討する」ということでございまして、ケースにもよりますが、ダブルケアのために緊急保育を利用されている場合については2ポイント加算して、通常であれば優先的に入れるようなポイントにしていくという趣旨でございます。

(6)保育所近隣に居住する住民の保育所の入園に関する優先利用、こちらにつきましては8ページになります。「この優先利用が保育所整備の政策目標の達成に効果があるのか不明確な状況であるとともに、近隣の範囲については、整備地によって起因する内容も異なるため（工事期間の騒音・振動、工事車両・運営後の送迎時等の交通問題、子どもの声等）その設定が非常に困難であり、継続審議とする」、「当面は、優先利用の規定のない現行どおりの取扱いとするが、整備施設においては、近隣住民が参加できる在宅子育て支援事業や地域交流事業等を活性化するなど、近隣住民が保育所の新規開設により理解を得られる運営方針等を提案していけるよう、整備・運営事業者との協議に努めることとする」ということでございます。

(7)保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用でございます。こちらにつきましては、9ページには他自治体の例を参考資料として載せておりますが、部会の結論といたしましては10ページの真ん中ぐらいになります。「国の通知により、優先的な取扱いについて配慮を要請されている事項であるため、優先利用の対象とする」、「私立認可保育園の一時保育・定期利用保育の特別枠（保育園に入園できず職場復帰できない保育士を対象）の設置を新たな優先利用の手法として検討し、平成29年4月入園の選考結果を踏まえ（私立認可保育園に勤務する区内在住保育士の選考結果等）その運用方法等を別途検討することとする」、「保育の利用・調整基準の指数の見直しについては、都や他自治体の状況等を踏まえ、平成30年4月入園選考からの時限的な適用を目指し、具体的な基準等を引き続き検討していく」ということでございまして、今年の4月については一時保育や定期利用の枠を活用していき、30年4月に向けて引き続き検討していくという内容でございます。

(8)早生まれの子どもへの対応については、11ページになりますが、「他自治体で実施している入園予約制度は、育休明けの年度途中での入園申込みをしてもらうために、4月の受入れ定員に空きをつくることとなり、区の現状では一人でも多くの子どもに入園してもらうことが最優先であることから、今後の待機児童数の状況を踏まえ、引き続き検討することとする」ということでございます。

追加といたしまして、(9)産休・育休明けの予定の調整基準についてで、これは最後の12ページになりますが、「育児休業制度の利用を促進する働き方改革の動向や、育休制度のない自営業や事業所等における就労状況等との均等を踏まえながら、区の現行制度の取扱いについて、今後、検討していくこととする」ということで、先ほど課題(2)のところでも申し上げたようなことでございます。

報告につきましては以上でございます。

会長

ありがとうございました。

この部会自体、私が部会長をさせていただいて調整してまいりました。冒頭お話がありましたように、まず8つのテーマを設定して、それに最後に項目が追加され、9つのフレームで議論をしたわけです。いずれにしても、一番は、誰でも必要なときに必要な人たちが利用できる施設の数を中心に確保するということができるれば、こんなことを議論する必要もないわけです。そういう意味で、この議論をしていくときに、時限的な議論であるということも踏まえた上で議論をしたということになります。

それから、もう1つ、利用調整基準全体が実は本当に若い子育てをしている家庭にとって、その後の生活設計を狂わせてしまうような大きな施策になります。とはいえ、保育所が、いわゆる労働政策としての側面が強く取り上げられていますが、就労支援を進めると同時に児童福祉の施設であるということも重要な柱であるということを考えてみると、やはり両方をバランスよく運営していかなければいけないと思います。このバランスというのを非常に難しく議論をしたわけです。

その中で、まだ待機児はたくさんいるけれども、保育所を児童福祉の施設として考えたときに利用対象となる支援が必要な人たちには最優先で保育所の利用を提供する。一方では、指数の変更によって生活に大きな変化が生じ、暮らし自体が立ち行かなくなる世帯がふえていかに指数の変更を見送る等も考えてきました。そして、これからの日本全体の労働政策のありようをある程度見通しながら、そこに対して世田谷区として、国や都への協力要請を行うことなども入れ込みながら部会としての結論を提示したものです。

いろいろな自治体の入所基準を見させていただくと、それぞれに自治体固有

の課題が反映されており、簡単にほかの自治体の基準を横引きする、というものではありませんで、世田谷区の固有の課題を解決するための条件・基準をつくり出したというのが、この部会の結論になります。

差しあたって、次年度の入所申請やこれからの生活設計を考えていただけるよう、これをできるだけ早く皆さんに公表していただくことをきちんと要請したいと思います。入所の指数についても、内定者、非内定者のそれぞれの状況等を分析し、慎重に検討してきました。そういう意味では委員の方々には大変なご苦勞をお願いしてたどり着いた結論であるということを、部会長として申し添えさせていただきたいと思います。

皆さんからご質問やご意見がございましたらどうぞ。

委員

大変なご苦勞でつくられたということで、本当にありがとうございました。

(7)の保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用についてですが、世田谷区私立保育園連盟からも要望書を出させていただきましたけれども、調べたところ、29年4月に復職したいと考えている育休中の保育士が84名おりまして、これは仮に100名定員で17名の保育士が必要とした場合に、5園が新設できる保育士数になります。5園というと、100名定員でしたら500名の子どもたちの受け入れをすることが可能な数でございます。

そういうわけで、保育士が入れるようにというよりも、待機児解消というストーリーの中で、時限的で結構ですのでこの問題を考えていただきたいということでございますけれども、少し光が見えてきたかなと感じます。本当にありがとうございました。

これは再来年度からということで、来年度は間に合わないの、自助努力でなんとかできないかと既に保育課ともお話をしているところです。一時保育や定期利用を実施している園で1名の枠を設け、ほかの園の保育士の子どもを預かるといった預けあいの取り組みも進めているところでございますので、そのこともつけ加えさせていただきます。ありがとうございました。

委員

大変複雑な事柄について精査をして結論を出していただけたということで、本当にありがとうございました。バランスを考えて、激変のないようなところで結論を出していただけたのかなと思っております。

先ほどのご説明の中で1つだけ気になったのですが、育児休業制度が延長になった場合、ゆくゆくは1歳児も有償で預けていても加点をなくしてもいいかを検討するというようなお話があったかと思いますが、よく状況を見る必要があると思っております。

制度として育休をとれる人の中にもどうしても立場上や業務上、早く復帰しなければならない人もありますし、また、有償で預けている預け先が、ある程度質が確保されているところならいいのですが、非常に質の悪い、いわゆる助

成金も受けていないような保育施設も東京都全体で見ると非常にふえてきております。やむなくそういうところに預けてしまっているような場合、一刻も早く質のいい施設に移っていただきたいと思いますので、その辺も考えて、有償で預けている人への加点をバランスよくご検討いただければと思っております。

会長

ほかにはよろしいでしょうか。

早くできるものについては、この4月入所のところから、それ以外のものも30年4月入所の申請開始に間に合うよう周知を図っていくこと。そして、その後も、検討を続けなければいけないという課題もあります。1人1人の家族にとってみれば、入れるか入れないかで大きく暮らし自体が変化していきますので、激変をさせないようにしながらも、そのことを念頭において検討を続けていきたいと思っております。

もう1つ、この入所基準を見ながら思っていたのは、地域で子どもを育て続けることができるような子育て支援自体も進めていかないと、保育施設に入所する人たちの制度ばかり整えているのでは、結果的に在宅での子育てができないという話になっていきます。育休期間が長くなればなるほど、その期間の地域での子育て支援が重要になっていきますので、そういったこともバランスよく、保育施設や幼稚園にもお願いをしていかなければいけないと思っております。

それから、最近では、高齢者の施設などで保育や子育て支援の施設として使えるところがないかなど、探しながら歩いているような状態になっています。ぜひ皆さんもいろいろアンテナを張っていただきたいと思います。東京都は都有地を優先的に保育所利用のために貸す、という話も出ていますが、なかなか条件に合う土地を見つけることは難しいようです。ぜひ世田谷区の中にいい土地が見つかったらいいなと思っております。今後また皆さんのお力をかりながら、調整基準の見直しをしなくても済むような保育の整備を積極的にやっていただけるようにご協力いただきたいと思います。

委員

見直しについてというよりは、このプロセスもできれば地域の親子と共有できたらいいなと思っていて、できれば説明会があるといいのではないかと思います。「保育のごあんない」を個々で読み込むのはすごく難しく、しかもこれから変更があるということで、誤ったうわさが広がったりもするので、例えば5地域ごとに1冊を読み解く説明会を行うといったこともしていただけたらと思います。今、保育の相談員の窓口相談希望者があふれかえっていて、個々に同じ説明することはもったいないような気がします。定期的に説明会を開催していただけると、たとえ、まだ検討中の部分があっても全然構わなくて、区も常に最善の対応に向けて考えているということが伝わることにものなると思うので、ぜひご検討いただけたらと思います。

会長 よろしいでしょうか。それでは、(2)の議題もご承認いただいたということで、次に議事に進みます。

議事 3、幼児教育・保育推進ビジョンの中間取りまとめについてご説明をお願いします。

(3) 幼児教育・保育推進ビジョンの中間取りまとめについて

事務局 6月3日の第1回子ども・子育て会議のときにご報告させていただいて以降、子ども・子育て会議の後に策定委員会があるという日程の都合上、なかなか報告できず申しわけございませんでした。

はじめに、中間取りまとめの趣旨でございますが、これまで策定委員会を3回開かせていただいております。その中では世田谷が目指す幼児教育のあり方、あるいは、今日この後、ご説明いたしますが、世田谷の子どもが乳幼児期に育む力などについてご議論をさせていただいております。今回お示しする中間取りまとめにつきまして、今日の子ども・子育て会議や今後実施するパブリックコメントなどを通して幅広く皆様方からご意見をいただきたいと思っております。そして、3月に最終回の策定委員会を行って、来年度初めにこのビジョンを策定したいと考えております。

まず、策定委員会のメンバーですが、74ページに記載のとおりでして、子ども・子育て会議の委員でもございます正岡委員、松谷委員にも入っていただいております。ありがとうございます。

それから、75ページに策定の経過ということで、策定委員会については6月2日、8月3日、11月15日に開催し、記載のとりの内容で議論を行ってきたところでございます。また、この策定にあたりまして、区民アンケートとして、未就学児の保護者、幼稚園、保育園の先生方や園長、区立小学校の1年生の担任をされている先生や校長先生等にアンケートをさせていただいたところでございます。

なお、アンケート調査の概要につきましては本編の37・38ページに記載しております。

回収率は非常に高い状況で、未就学児の保護者アンケートの回収率は約6割でした。アンケート結果につきましては、今、鋭意、分析等を行っているところでして、39ページ以降に単純集計ではございますが、トピック的なものを参考資料として取り上げております。

中間取りまとめの内容でございますが、A3の概要版をご覧ください。

中間取りまとめといたしましては5章立てで構成をしているところでございます。なお、今回このビジョンの取りまとめにあたりまして、幼児教育、保育の定義をさせていただいております。本編の表紙の裏面になりますが、『幼

『幼児教育・保育』とは、幼稚園教育要領や保育所保育指針で示している『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』に関わる目標を達成するために、就学前の子どもを対象に幼稚園や保育園が行う教育・保育とします」と定義させていただいております。策定委員会の中で「幼児教育・保育」というと、0歳児以降がどうしても見えない、見えづらいというようなご意見がございましたので、中間取りまとめの本文中では、その辺のところをわかりやすく表現するために「乳幼児期における教育・保育」という形で記載をしておりますので、その辺をまずご理解いただきたいと思います。

概要版に戻っていただきまして、第1章ではビジョンの策定にあたって世界の動向、背景ですとか、国の幼児教育・保育の取り組みの動向、それから、これまでの区や教育委員会での取り組みを示すとともに、先ほどお話ししました未就学児の保護者や幼稚園、保育園、小学校の教員等に対するアンケート結果から、世田谷区の幼児教育・保育の状況を示しているところでございます。

かいつまんでお話しさせていただきますと、まずは本編の5ページをご覧ください。

5ページにつきましては、乳幼児の養育状況についてでして、お子さんが保育施設に通っているのか、幼稚園に通っているのか、あるいは、家庭その他で養育されているのかを示したものでございます。それぞれの項目の上段の数字が28年度、28年4月1日時点の数値で、下段が27年度、27年4月1日時点の数値でございます。

一番右列にある全体の保育施設の小計のところを見ていただきますと、保育施設が全体で34%、これは27年度から比べますと約3%増加しています。これは保育施設の整備の効果が表れていると考えております。また、その下の幼稚園につきましては、28年度26.8%と、27年度に比べますと割合は微減という形になっておりますが、子どもの数が増えている状況ですので利用人数はほぼ同水準で推移しています。また、4歳児、5歳児を見ていきますと6割前後のお子さんが幼稚園に通園している実情が分かります。

続きまして、8ページをごらんください。こちらは未就学児の保護者の方に関して日常的にお子さんを見てもらえる親族、友人、知人がいますかという質問をさせていただきました。調査結果としては約5割超の人が日常的にお子さんを見てもらえる人はいないと回答しております。

8ページの下段からが、幼稚園・保育所等の状況でして、まず、幼稚園・保育所等での通算勤務年数を聞いております。幼稚園、保育園とも3分の1が採用5年未満という結果になっております。

続いて、9ページにつきましては幼稚園教諭・保育士の年齢を聞いておりまして、幼稚園教員の約5割が30歳未満という結果でした。10ページについては

幼稚園、保育園の先生方に対し保育者の資質を向上するために何が必要かを伺ったものでして、園外研修や園内研修など研修の充実、職員の増員等が多数寄せられた形になっております。

また、資質の向上のために必要な研修は何ですかという質問をさせていただきました。その中では幼児の保育の内容、方法や子どもの発達と乳幼児理解、発達障害を含めました特別な支援を必要とする子どもの指導等が高い割合を示しております。あわせて運動、遊びの実技指導や保護者の心理的な問題への対応なども2割ほどありました。

続きまして、11ページをごらんください。

平成33年度に新たな教育センターを整備する予定でして、その教育センターの中に幼児教育センターを入れる予定でございます。この幼児教育センターに期待する機能を幼稚園、保育園の先生に聞いたところ、教育相談・家庭教育支援や研修機能、体験が豊かにできる遊び場、幼稚園教諭・保育士同士の交流機能などが高い割合を示しております。

14ページから16ページにかけまして、未就学児の保護者、幼稚園、保育園の先生、小学校1年生の担任の先生に、お子さんが入学するまでに身につけさせたいことは何ですかという質問をさせていただきました。14ページにある未就学児の保護者に関しましては、自分の気持ちを言葉で伝えることや挨拶や返事を進んですること、自分で考えて行動することなどが3割を超えるような形で回答をいただいております。また、15、16ページは、小学校教諭、保育士、幼稚園の先生方の回答ですが、やはり今の3項目が高い割合を示しているのと同時に、着がえや排泄などの身辺自立ができることが非常に高い割合を示しています。それに対しまして、未就学児の保護者に関しては約25%と、違いの出た項目となっております。

17ページにつきましては、小学校1年生の担任に学級の様子を1学期と2学期に聞いております。また、昨年度小学校1年生の担任をされた先生に1年前を振り返ってということで質問をしております。この中で多かった回答は、授業中、勝手に教室の中を立ち歩いたり、教室の外へ出ていったりする児童がいる、私語がとまらず、ざわざわしている、児童同士のけんか等のトラブルが起きている、などでした。こちらは1学期より2学期のほうが少し増えている状況でございます。こういった現状がアンケートから見えてきたところでございます。

第2章では、このビジョンの基本的な考え方を示しております。概要版をご覧ください。

まず、このビジョン策定にあたりまして、教育委員会、あるいは子ども・若者部として、現状、課題を示した上でこういったものをつくっていかうという

形でスタートしております。振り返りですが、現状と課題ということで、特に課題ですが、記載したとおり、幼稚園・保育所等の共通理解や連携するためのシステムづくりや、小学校との連携、区内幼稚園・保育所等への体系的な支援のあり方と行政の役割の明確化、それから、保育者等の経験、役割等に応じたきめ細やかな研修体制、キャリアアップの仕組みづくりなどを課題として認識したうえで、議論を進めたところでございます。

このビジョンの目的ですが、世田谷区が乳幼児期に大切にする子どもの育ちや育む力を明確にし、保護者や幼稚園・保育所等、小学校、地域など、区民全体が共有し、連携しながら取組みを進めることを目的に、このビジョンを策定しているところでございます。また、取組みの基本的な視点の考え方としましては、先ほどの課題の裏返しになりますが、幼稚園と保育所等の枠組みを超えた乳幼児期における教育・保育の質の向上ですとか、乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続、家庭・地域との連携という形で考えております。

次に、位置づけでございます。これは子ども計画（第2期）に掲げております大項目の施策のところや第2次世田谷区教育ビジョンで掲げております施策の部分の中で、それぞれ幼児教育・保育の質の向上等を掲げております。それを具体化するためにこのビジョンを位置づけております。

計画期間といたしましては、ビジョンにつきましては、平成30年度から35年度までの6年間とし、具体的な取組みについては、30年度から33年度の4年間という形で考えており、この具体的な取組みについては来年度検討していく予定でございます。

続きまして、第3章でございますが、ここでは世田谷区がめざす乳幼児期における教育・保育ということでまとめております。

まず、世田谷区がめざす乳幼児期における教育・保育を議論する前に、乳幼児期の育ちの過程をまとめております。概要版は一部抜粋したのですが、乳幼児期は心身の発育や発達が著しく、人格形成の基礎が形成される時期である、乳児期において子どもが示すさまざまな行動や欲求を大人が認め、適切に応えていくことにより、人に対する信頼感や情緒的な絆が生まれ、愛着関係へと発展していく。その中で子どもとしていろいろな経験をしながら、大人との信頼関係を構築し、基本的な信頼感を形成することにより、生涯を通じた自己肯定感や他者への信頼感など、いわゆる非認知的能力を育むことにつながるといったことを示しております。本編では、22ページから23ページにかけてもう少し具体的に記載をしているところでございます。

続いて本編の26ページをご覧ください。こちらには子ども計画（第2期）に掲げております基本理念や目指すべき姿、保育理念、保育方針、教育委員会の

教育ビジョンの育てたい子ども像、今後10年間の基本的な考え方などを記載しております。これを踏まえまして、28ページになりますが、世田谷区の子どもが乳幼児期に育む力ということで、いろいろ議論をさせていただきまして、特に記載の5つの力を育んでいきたいと考えております。

1つは自立と協同ということで、これは、自分で考え他人の気持ちを思いやりながら行動する力、表現と共感、自己を表現し「ことばの力」を育み他人と共感する力、健やかな身体は、健やかな心と体を育て意欲的に取り組む力、試行錯誤は、いろいろな体験を積み重ねながら思い巡らし、やり遂げる力、関心と探求は、身近な物事に興味・関心を持ち感受性を豊かに探求する力という形で、この5つの力を世田谷区としては特に大切にしていきたいと考えているところでございます。

なお、この5つの力としてまとめるまでの経緯にあたりまして、本編の29ページ上段に記載しておりますけれども、今、国の中央教育審議会の答申が出まして、それに基づき、今、学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定が進められております。その中で、幼児期までに育てほしい姿、10の姿を示しております。それらのことも念頭に置きながら、この5つの力という形で示させていただいているところでございます。

続きまして、第4章でございます。取組みの基本的な視点ということで、31ページをご覧ください。

ここでは基本理念や力を育むためにこういった施策に取り組んでいったらいいかの視点を記載しております。本来であれば、策定委員会でじっくり議論したかったのですが、実は、この5つの力のところで、かなり議論が白熱しまして、こちらについての踏み込んだ議論に至っておりません。ですから、これまでの3回の策定委員会の議論、特に、この基本理念等を踏まえまして、今後の施策の方向性を導くための基本的な視点という形で取りまとめさせていただいたところでございます。

基本的な視点1といたしましては、世田谷区の特色を活かした教育・保育の推進でございます。これは、記載のとおり、子ども計画（第2期）や世田谷区教育ビジョンの理念を踏まえまして、現在、子ども・若者部や教育委員会事務局で取り組んでいる事業、例えば子ども・若者部では、保育の質ガイドラインや外遊びの推進、それから、教育委員会では教科「日本語」を今、小中学校で行っておりますが、その教科「日本語」を通して「ことばの力」の育成に力を入れているところでございます。また、体力向上の推進も行っており、こういったものを世田谷区の特色として保育の遊びの中で取り入れていこうと考えているところでございます。

次に、基本的な視点2、乳幼児期における教育・保育の充実でございます。世田谷区ではこれまで保育の質ガイドラインを定め、保護者、事業者、地域、行政等が考えを共有し、連携・協力して取組みを進めてきました。生涯の中で最も発達・成長の著しい乳幼児期の教育・保育の重要性を改めて捉えて、子ども一人ひとりの特性に応じ、乳幼児期における教育・保育の充実を図っていくということで、乳幼児期における教育・保育の理解促進を、保育者だけではなく保護者や区民全体という形で考えているところでございます。また、配慮が必要な乳幼児に対する対応の充実や子どもの遊びに向けた教材の充実など、保育環境の整備を考えているところでございます。

続いて、基本的な視点3として、教育・保育の充実を行うためには、保育者等の資質及び専門性の向上が必要であると考えております。特に、経験、役割等に応じたきめ細やかな研修体制ですとか、キャリアアップの仕組みづくりなどを行いながら、公私立幼稚園・保育所等と連携し、職員個人のみならず施設全体での専門性の向上に向けた取組みを進めていきたいと考えております。

続いて、基本的な視点4として、まず、横のつながりということで、幼稚園、保育所、認定こども園の連携、そして、縦のつながりということで小学校との連携という形で考えているところでございます。今回初めて策定委員会で公私立幼稚園、保育園の方が一堂に会して横断的に議論をしてまいりました。それぞれ情報がなかなか見えなかった部分があって、まずは情報交換や情報共有が必要ということも、認識していただいたところでございますので、できれば来年度中をめどに、まず、行政と公私立幼稚園、保育園、場合によっては小学校も入りながら幼児教育・保育情報連絡会の設置等も考えていきたいと思っております。

基本的な視点5といたしましては、家庭・地域との連携でございます。先ほどの議論でもありましたが、家庭、地域をどう巻き込んでいくかということが1つ大きな課題と考えておりますので、家庭教育の支援や地域の人材・資源の活用など地域との連携強化、ネットワークづくりについても考えていきたいと思っております。

最後に第5章については、取組みにあたってということで、推進体制の考え方を示しております。先ほど申し上げたとおり33年度中の予定で、新たな教育センターの中に（仮称）世田谷区乳幼児教育支援センター機能を設ける予定でございます。このセンターは世田谷区の乳幼児期の教育・保育の推進拠点として考えていくとともに、教育委員会、子ども・若者部とがしっかりと連携しながら、それぞれの施策の推進にあたっていきたいと考えているところでございます。

以上、ビジョンの中間取りまとめをご報告させていただきました。

- 会長 皆さんからこういう点についてはどうかといったご質問と、今後こういう議論をしてほしいといったご要望の両方を受けていきたいということによろしいでしょうか。例えば今要望を出したとして、検討や反映はしていただけるのでしょうか。
- 事務局 冒頭で申し上げたとおり、今回、中間取りまとめという形で初めて子ども・子育て会議にお示しをしております。また、2月の下旬から3月ぐらいになると思いますが、パブリックコメントを行い、広く区民の方よりご意見を頂戴したいと思っております。そういったご意見も踏まえながら、最終的にこのビジョンを取りまとめていきたいと思っておりますので、本日も忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。
- 委員 中間取りまとめのご説明ありがとうございました。本当に保育界全体がまだ混沌として、ようやく保育指針、こども園の要領と幼稚園の要領の取りまとめも出て、大分歩み寄って少し垣根が低くなったかなと思いますが、幼保一体化は難しいものがどこでもあるというのは十分認識したと思います。
- 今、乳幼児教育センターという名称で記載されていますが、「乳」の文字が入ったことについて、教育委員会や幼稚園関係からは特にご意見はありませんでしたか。
- 事務局 策定委員会の委員長を白梅学園大学の汐見先生にお願いしておりますが、策定にあたって委員長からは、0歳からの市民教育というご発言をいただいており、その切り口で議論が始まったところでございます。
- そういった部分で、やはり子どもの発達、あるいは学びの連続性から捉えていくと、0歳から、という視点は必要と認識をしております。冒頭申し上げましたとおり、幼児教育というと、どうしても3から5歳児の部分に見えてしまうということが議論の中でもがありまして、表紙の裏面に改めて定義を記載することで、幼児教育というのは、0歳からという認識で区、特に教育委員会としても取り組んでいく姿勢を打ち出したところでございます。
- 委員 安心しました。ありがとうございます。
- もう1点、このアンケートの中でも幼稚園、保育園の現場の保育者の皆さんは採用5年未満が多数という、就労継続がなかなか難しい状況が見えてきました。そういう中で専門性を高め、また、キャリアアップ、キャリアパスということも見据えていくと、単に研修を実施するだけではなくて、研修体系に基づいた研修を実施し、そして、研修の受講と実務経験とを組み合わせ、さらにそこに評価というものが加わることになるかと思います。これらを組み合わせ、確実にステップアップしていく仕組み、あるいは、それが給料に反映できる仕組みまで考えた上での研修でないと、単に参加しました、で終わってしまうのでは、非常にもったいないと思います。

センターと名を打つ会議では、専門職としての育成、継続勤務、キャリアアップということまで見通しをしてやっていただきたいなと思っております。

事務局 今回のアンケートで幼稚園において20代の教員が約5割を占めているという結果に驚いているというのが正直な感想です。

今、保育士不足という話が報道等で騒がれていますが、私立幼稚園の会合などに参加させていただくと、私立幼稚園も教員不足であるといったお話をいただいております。また、人材育成も重要ですが、幼稚園も含めて、まず人材確保から始まって、確保した人材をいかに育成していくのか、その上でどうしていくのかというような形で、これは順を追ってやっていかなければいけないと思っております。

その辺は今後、関係者に集まっていただいて、保育者も含めて、そういった制度をつくっていきたいと考えているところでございます。

委員 3点気づいたことがあります。まず1つは、今、乳幼児、乳児というところで0歳からというお話があったのですが、定義を読みますと、幼稚園、保育所が行う教育・保育となっていて、3歳未満の保育所に通っていない子どもについては含まれないのでしょうか。先ほどの説明の中であった0歳からの市民教育には、おそらくそこも含まれているのではないかと思いますので、そこも明確に含めていただけないかということが1つです。

2つめは、認可の幼稚園・保育所や区立小学校は入っているのですが、認可外の保育所等に通っているお子さんも多いですし、接続という面では保育所を出たら学童に入るということも考えますと、できるだけ広い関係者を含めて議論ができればよいのではないかと思います。特に、認可外の中には大変グローバルな観点で考えている経営者など多いと思いますので、そういったところまで含めて幅広い議論を行っていただけないかというのが1つです。

最後は、研修についてです。幼児教育や保育のICT化は大変可能性があって、海外ですと、研修は全てネットで動画を見るかたちで実施されていたり、ネットで会議を開催していたりという状況もあります。これにより、職場を離れて研修に参加することが難しいといった問題が解消されている面もあります。研修の面、幼児教育・保育の質の向上の面、保育士の方の負担軽減という面からもICTの活用についてご検討いただければと思います。

事務局 1点目の在宅子育て家庭につきましては十分認識しながら進めております。1月の中央教育審議会の答申でも幼児教育の範囲として、幼稚園、保育所、家庭、地域が入っており、総体的に捉えているところです。幼児教育というのはこういう定義ですということを、皆さんが一般的に捉えやすいようにここに記載いたしました。家庭教育、地域教育力の重要性も認識したうえで、基本的な視点5で家庭・地域との連携を取り上げているところでございます。

2点目についてですが、先ほど申し上げたとおり、策定委員会において、今回初めて公私立幼稚園・保育園が同じ土台で議論をさせていただきました。今までは同じようなことをやっても、考え方や文化の違いがあって共通理解が進んでこなかったところが、ある程度一定の共通理解を持つことができたのではないかと考えています。まずは、これが貴重な第1歩であると思っております。まして、学童に限らず例えば今年度開始した世田谷版ネウボラ等、福祉との連携を今後どうしていくのか、今後の大きな課題であると認識をしております。

最後のICTの活用についてですが、今年度、厚生労働省の補助を活用して保育で一部実施しておりますけれども、来年度、文部科学省でも、幼稚園に対してICT化に向けた補助事業が予算要求として組み入れられたかと思えます。今後、私立幼稚園所管等も含めまして、検討を進めたいと思います。

委員 先ほど、29ページにある5つの力を説明するときに、改定が進められている国の要領や指針のお話がありましたが、そこに出てくる幼児期までに育てほしい10の姿というものを見て、これはできる・できないという評価につながってくるのではないかと非常に危惧しています。10の姿で示されている姿は、大人でさえ全て満たすことは難しいくらい立派な姿であると思っています。ですから、基本理念にある5つの育む力という部分が、国に倣って、できる・できないの評価になってしまうことのないよう、世田谷独自の乳幼児教育という姿を出してほしいと思います。

そして、それを考えたときに、26ページの3つの理念のスタンスが、全然違っているところが気になりました。子どもが主体なのか、それとも子どもというのは大人が育てるものなのか。どうしても教育ということと言うと育てる、こういう子どもにするというような形になってしまうのかなと感じました。ですが、世田谷はこれまで子ども計画では、子ども自身がいきいきわくわく育つということをととても大切にしてきたと思うので、そのところを重要視するようお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

事務局 国の言う10の姿ができる・できないの評価につながるご懸念に関しては、国もそういった視点ではなく、それぞれの子どもの状況に応じてという形で示しております。そこは注意深く国も言っておりますので、区としても十分認識しながら取り組んでいきたいと思っております。

委員 取組みの基本的な視点の中に家庭教育の支援がありますが、乳幼児期における家庭教育学級や親の学びあいの場の創出など、世田谷ならではの家庭教育支援のあり方を検討していただけたらと思います。

会長 今、皆さんからご意見もありました基本的な視点の部分については、まだ策定委員会でもあまり議論がされていないというお話でした。

また、本日いくつかご指摘がありましたように、26ページを見ていただくと、子ども計画の子ども像と教育ビジョンの子ども像は違う。それから、親の像も違う。家庭の像も違う。そこをどのようにすり合わせていくかというところが非常に重要なところで、そこについてはもう少し時間をかけて調整をお願いしたいというのが、会長としてのお願いでございます。

基本的な視点5のところでは家庭・地域との連携というものがありますが、この構造が子ども計画と随分違います。主語は誰なのか、つまり主体は誰なのか、というところがこの基本的な視点のときに見えてこないわけです。例えば、子ども計画では「教育の中で育つのは誰なのか。」という問いかけに対し、主体が子どもであることを明確にする。そして、子どもは0歳からどう育っていくのか、そこに親はどのような役割を果たすのか、学校はどのような役割を果たすのか、あるいは地域はどのような役割を果たすのか。多分、子ども計画からいくとこのようなフレームになっていくと思うのですが、教育ビジョンでは、世田谷区はとか、学校はという主語になってしまっています。

教育というものの主語は誰なのか、というあたりのところをもう少しきちんと議論をしていただきたいし、これについては子ども計画でもかなり時間をかけて議論をして、要望として申し入れを行いました。これは保育の質ガイドライン策定時も同様でした。子ども計画では「今を生きている主体」として子どもをきちんと捉え、そして、その子どもが育つということを大人たちはどう支えていくのか、という視点でこの構造をつくってきているので、そこをひっくり返してしまうような枠組みにはしないでいただきたいと思っています。教育だから誰かが上から押しつけていいという話ではないわけで、多分委員の皆さんもそこをおっしゃったのだらうと思います。

そういう意味で、この基本的な視点の中には、教育ということにおいて0歳の赤ちゃん、1歳の子どもの対しても、どう地域の大人たちがかわっていくのかということがなく、区民が協力して子どもの教育を進めていくという視点が出てこない。連携という言葉の中にある区民ってどこにいるのだろう、ということになってしまっていると思います。ここのところはかなりご検討いただかないと、おそらく次の子ども計画と教育ビジョンにおいても、子どもやその家族・保護者、区民の今というものに、再びずれが発生してしまうことになります。このずれは幼稚園と保育所の理解のずれの問題よりもずっと深刻で、子ども自身がそのところで苦しみ、そして、育たないという話になっていきますので、ここのところについてはぜひご検討をお願いしたいと思います。

特に教育というのは学校教育だけではないということが、全体のものとして認識されないと、主語が違ってきってしまう気がします。そのあたりのところを、最終の取りまとめのときまでに、子ども・子育て会議からの意見ということで

検討いただけたらと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議事 4 子ども計画（第 2 期）の取組みについて事務局より説明をお願いします。

（４）子ども計画（第 2 期）の取組みについて

事務局 子ども計画（第 2 期）は平成27年度を初年度としてスタートしており、区ではこの 2 年間、さまざまな取組みを進めてまいりました。子ども計画の計画期間は10年間、これに内包する法定計画である子ども・子育て支援事業計画の計画期間は 5 年間です。こちらは来年度が中間年ということで、この間、調整計画の策定についてご議論いただきました。支援事業計画については、おそらく平成32年から 5 年間の次期計画の策定が国から求められると思いますが、その際に、区の子ども・子育て施策の総合的な計画である子ども計画（第 2 期）についても見直しが必要になると想定しております。この子ども・子育て会議においても平成30年度から見直しに向けた本格的な議論をお願いしたいと考えております。

この本格的な議論に先立ち、来年度は現行計画の評価、検証をしていく必要があります。委員の皆様におかれましては、本日が任期中最後の会議となりますので、ご意見いただきたいと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。資料 4 をご覧ください。

こちらは、子ども計画に掲げる 3 つの重点政策に関連する施策・事業を抜粋した資料になります。

まず、1 ページ、2 ページ目では妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防にかかわる取組みを記載しております。こちらでは支援事業計画に基づきまして、ひろば、一時預かり、利用者支援事業の拡充を進めるほか、児童館子育て支援館を開設し全児童館での子育て支援の充実を図ってまいりました。

2 ページ目の一番上をご覧ください。28年 7 月からは世田谷版ネウボラを開始し、妊娠期面接や子育て利用券の配付、産後ケアの拡充などに取り組んでまいりました。さらに、産前産後のセルフケア事業を拡充するなど、妊娠期からの切れ目のない支援の仕組みづくりを進めているところでございます。また、子どもの貧困対策の一環として児童養護施設退所者等に対する支援として、給付型奨学金や住宅支援など新しい事業についても実施しているところでございます。

続いて、3 ページには子育て家庭を支える基盤整備と質の向上にかかる取組みを記載しています。教育・保育事業の進捗状況については資料 4 - 1 に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、4 ページには、子どもの生きる力の育みにかかる事業ということで、

青少年交流センターや児童館での取り組みや子どもの貧困対策の一環としての学びや居場所の支援の実施、外遊びの推奨に向けた具体的な展開を図る、といった施策を進めてまいりました。

重点政策に関する主な事業についてご説明させていただいたところですが、まだまだたくさんの施策・事業を実施しておりまして、資料４－２に細かく記載しておりますが、全てはご紹介できませんので、ご覧いただき、ご意見がございましたら後ほどでもけっこうですので、いただければと思います。説明は以上でございます。

会長 今日が皆さんの任期の最後になりますので、この子ども計画に対して例えばどのような点について考えてほしいということや、この点についてはもう１回見直してほしいなど、いろいろご意見があるだろうと思いますので発言をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

資料４－１の教育・保育事業の進行管理表については、説明がありませんでしたが、何か補足はありませんか。

事務局 こちらは教育・保育事業の27年の実績、28年の実績見込みを記載しております。こちらについては、支援事業計画調整計画の策定にあたり、この間、進捗状況をお示ししながらご意見を頂戴してきた経緯がございますので、説明を割愛させていただきました。

会長 いかがでしょうか。重点政策の中でも、新しい取り組みが始まっているものがありますが、現場や地域で活動されていて、ここで発言しておきたいと思うようなことがあればぜひお願いします。

委員 地域の子育て支援では、幼稚園や保育園に送り出す側のような立場で活動しているのですが、やはりもっと幼稚園の方と仲よく連携を図りたいと強く思っています。どうしてもこういう場ですと、幼稚園に対して何とかしてください、と要望のようなかたちになってしまいがちなのですが、コラボレートしてできることがもっとあると感じています。例えば練馬区では練馬こども園を始めたという話も聞いていて、もっと柔軟な連携の方法を区も含めて考えていただいて、先生方と連携・協力していけるといいと思っていまして、その辺についてご意見をいただけるとうれしいです。

会長 幼稚園として、今のご発言や子ども計画に対してご意見はございますか。

委員 幼稚園としてというより、当園の状況からということでのお話になりますが、特別な支援を要する子どもたちに対する支援というものが、少なくなってきた、支援状況が悪くなっているという印象を受けております。例えば、総合福祉センターやげんきによる巡回支援が、以前は年２回の訪問があり、様子を見ていただきながら、来た方といろいろ話し合いをすることができましたが、それが年１回になり、そして２年に１回になっているのが現状です。当園

では大勢のお子さんを抱えおまして、職員、教師の研修ももちろんやっておりますけれども、それだけでは当然足りないわけですし、臨床心理士など専門家の意見を聞きながら、また、保護者の方々とも話し合いながらやっております。ですので、どうしてもかなめとなる部分については、区からの専門家の支援を頼りにしているのですが、その支援が薄くなってきていると感じています。

もちろん支援が必要な幼児がどんどん増えてきている状況がありますので、難しい部分もあるとは思いますが、ぜひ特別な支援を要するお子さんに対して区からの援助をもっと増やしてほしいと思っております。

それから、待機児童対策ということで、保育士の確保に関していろいろと手厚い補助、援助が行われているわけですが、逆に言いますと、そういうあおりを食ってしまっている部分が幼稚園ではありまして、幼稚園教諭の採用も結構難しくなっているという状況があります。同じ幼児教育という意味合いから、できるだけ保育所、幼稚園の両方を見ながら援助をしていただきたいと思っております。

委員 先ほど児童養護施設の退所者支援等のご報告がありましたけれども、児童相談所のこともありますので、社会的養護が必要な子どもの支援という大きな枠組みを設けて議論をし、支援が展開されていくと、なかなか今まで日が当たらなかった子どもたちにも必要な支援が行き届くと思いました。

会長 おそらく、次の見直しに向けてやらなければいけないことというのは、この2年間やってみて、具体的に制度は開始したけれども、何が不足しているのか、あるいは、やり方は正しいのか、こういった部分を謙虚に見ていかなければいけないと思っております。

子どもたちが、世田谷区で親や地域の大人たちに支えられながら生きていくわけですが、そのときに、これまででしたら家族がいたり、学校に行っていれば、何ら問題がないと言われていましたが、今は子どもたちが家庭の中や学校の中にいることの中でも、いろいろな問題を抱えてしまう時代になってきました。とすると、そういった多様な課題を抱えている子どもたちに対して、セーフティネットの役割を行政が担わなければならない時代を迎えているわけですから、そういったときに、本当にこの計画でいろいろな状況にある子どもたちを救えるのか。子どもたちが持っている力を最大限伸ばして、そして、次代を支えていけるような社会に持っていけるのか。こういったところの検証が必要になってくると思っています。

そういう意味で、昔だったら、もっと狭い枠でこの子ども計画を考えればよかったと思いますが、今は、子ども計画を考えなければいけない課題というのが非常に広がってきています。広がる中でも、やはり子どもというのは、何

重にもセーフティネットが張られないと、そこから抜け落ちてしまう、といったことが多々起きてきます。また、それが保護的になり過ぎてしまうと、親も子どもたちも育たなくなっていくということがあるので、ここはバランスとしても非常に難しいと思っています。

子どもたちが、この世田谷区の中でどう育っていくのかというところをきちんと見通した評価、検証を次のステージでやっていきたいと思っておりますので、委員の方で交代される方もいらっしゃると思いますが、このメンバーで議論する最後の会ですので、ぜひいろいろなご意見をいただけたらと思います。

では、最後の議題に移らせていただきます。先ほどご意見もありました社会的養護の問題も含めてですが、児童相談所の移管に関する動きについて事務局よりご説明をお願いします。

(5) 児童相談所移管に関する動きについて

事務局 私から児童相談所の移管に係る特別区の検討状況、効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況についてご報告させていただきます。

前回の会議で、児童相談所移管に向けて区で考えていることについてご説明させていただきました。そういった各区の状況をこちらの資料5の2に、特別区の検討状況として取りまとめましたので、その情報共有になります。

(1)から(3)までありますけれども、恐れ入りますが、別紙をご覧くださいければと思います。時間の兼ね合いもありますので、内容の詳細は省かせていただき、こういった資料になっているかを中心にご説明させていただきます。

別紙1ですけれども、こちらについては児童相談所を移管するにあたって課題となる事項が多数ございます。それを各区で考える課題、23区共通で考える課題、東京都と調整をしていく必要がある課題ということで3つに分類しております。例えば、各区の課題については、子ども家庭支援センターと児童相談所との役割分担ですとか、23区の共通課題としましては、一時保護所の相互利用ですとか、職員の採用について統一選考していくかなどが挙げられております。また、東京都との協議課題についてもこちらに記載のとおりとなります。

1枚おめくりいただきまして、別紙2ですけれども、こちらでは移管後の児童相談行政の体制についてや、3にありますように、職員の確保、人材育成について、一時保護所の持ち方について各区が単独で設置していくのか、それとも人口規模が小さい区などでは共同設置という考え方をとっているところもありますので、そういった検討状況をお示ししております。また、裏面ですが、先ほど委員からのご意見にもありましたが、社会的養護をどのようにしていくのか、児童相談所の夜間、休日の対応をどうしていくのか、その他必要と思われる事項、警察との連携などについて23区として課題として考えていること、

また、それぞれの区が考えていることを記載してございます。

続いて、別紙 3 をご覧ください。23 区のうち、今回 22 区が児童相談所の移管に向けて手を挙げておりまして、その 22 区のスケジュールの全体像をお示ししております。各区においてまだ情報を公表していない区もありますので、何年度にどの区が、という詳細までは記載できませんが、おおむねの数でいきますと、平成 32 年 4 月の開設を目指していますのは世田谷区を含め 3 区になります。そのうち公表しているところと言いますと、荒川区が公表してございます。世田谷区、荒川区、ほかもう 1 区。33 年度については 10 区が開設を考えております。34 年度に 6 区、35 年度 1 区、36 年度 1 区、といった状況となっております。この中で 32 年 4 月というのが一番早いスケジュールとなっておりまして、それまでの間、29 年度、30 年度、この 2 カ年で集中的に東京都との調整、各区での検討を進めまして、31 年度、開設の前年度には国での政令指定の手続に入っていくこととなります。また、区として条例等規定の整備を行っていく、このようなスケジュールとなっております。

表書きに戻っていただきまして、3 に「効果的な児童相談行政の推進に向けた検討について」ということで記載してございます。こちらですけれども、今後区として児童相談行政をどうしていくか、区には子ども・子育て支援、若者支援に関する人材・資源が多くあります。また、5 支所の地域行政を推進してきておりますので、こういった特性を生かし、効果的な児童行政を実現するために、今年度から庁内での検討に加えまして、外部有識者によるアドバイザー会議を設置いたしました。こちらの会議については今週の 1 月 16 日からスタートをしているところです。また、アドバイザー会議のメンバーを中心としまして、29 年度からおおむね 2 カ年を想定しておりますが、検討委員会を設置したいと考えております。

2 ページ目をご覧ください。アドバイザー会議ですが、記載の 5 名の方に会議に入っていております。先ほどもお伝えしましたように、1 月 16 日に会議を開催しまして、さまざまな論点について各アドバイザーからご意見をいただきました。簡単にご紹介しますと大きく 4 つに集約できていると思っております。

1 つは、相談窓口の体制とその相談の流し方、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担となります。2 つ目が、児童相談所の機能、支援と介入の機能について、子ども家庭支援センターを含めてどう役割分担していくか。3 つ目が、一時保護所のあり方、4 つ目が、先ほど委員からもご発言いただきました、里親や養護施設などの社会的養護についてどうしていくか、そういったところが大きな論点になってくると考えております。今後こういったところをさらに整理していきまして、議論を深めていきたいと考えております。

以上、児童相談所の移管に関する動きについての概要を報告させていただきました。

もう1点、口頭ではございますがご報告をさせていただきたい件がございます。

委員の皆さんもすでに新聞報道等でご存じかもしれませんが、先週の1月13日の金曜日に、子どもが被害となる大変痛ましい事件が区内においてありました。その概要でございますけれども、13日の午前10時10分に110番通報がありまして、場所は世田谷区南烏山5丁目のマンションの3階となります。状況としましては、母親から110番通報があり、成城警察署の署員らが駆けつけたところ、浴槽の中から生後3カ月の女児が発見され、その後、搬送先の病院で死亡が確認されたという状況です。警察の対応としましては、殺人未遂容疑で母親を逮捕しまして、その後、殺人容疑に切りかえて現在も捜査中という状況です。

区では妊娠期面接や乳児期家庭訪問を行っております。乳児期家庭訪問では家庭に入って、赤ちゃんの様子を直接見ておりますけれども、虐待などの様子は把握されておられません。詳細については現在捜査中のため差し控えさせていただきますが、虐待などのリスクが見抜けなかったということは事実でございますので、このことを深く受けとめまして、今後、捜査との関係もありますが、区における内部検証をしていく必要があると考えております。ぜひこのあたりについても委員の皆様のご意見も伺えればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

今、児童相談所移管の検討状況についてのご報告に加え、最後にご報告いただきましたけれども、本当に幾ら手を尽くしても、いろいろなところで子どもの命を救い続けることが難しいということを思い知らされております。そういったこともありまして、児相の設置ができたからといって、子どもたちを全て必ず救えるわけではないということも確かです。これは私たち自体が子どもたち自身の育ちを支えるために一体何をすればいいのかということを、いつも問われ続けることの重さと大ききみたいなものを知らされるわけです。

児童相談所の設置について具体的に平成32年という日程が示され、それに向けてということですが、さまざまな取組みを区としても進めていくと思いますが、何かこのことについてのご質問やご要望等がございましたら、お承りしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員

不勉強で申しわけないのですが、何回かこの会議でこの件をご報告いただいて、区に権限が移譲されるということで、先ほど事件の話もありましたが、多分格差というものがどんどん拡大していて、1億総中流という感じではなくなっていると感じています。結局そういう家庭に何か困難を持っていらっ

しゃる方というのは、結構転居を繰り返すことが多いように感じます。

例えば、区に児童相談所が移譲されたときに、転居された方について区同士での情報の連携といったことを今後どうしていくのかは重要だと思います。これからアドバイザー会議を重ねられると思うのですが、困難を抱えていらっしゃる方というのは何度も転居しておられたり、1つのところにいられなかったりということも多いですし、そうすると地域の方も気づきにくいというところがあると思います。ですから、そういった方の情報の連携を区同士でどのように共有していくのかということを、ぜひ会議の中で検討していただければと思います。

事務局 ありがとうございます。大変重要な課題だと認識しております。23区の検討の中でも、情報管理、情報共有をどうしていくのかは課題と認識しておりまして、資料の別紙2の裏面になりますけれども、情報を共有するためにシステム構築をどうしていくのか、また、システムだけの問題ではございませんので、実際の連携をどうしていくのかということは、今後23区の中で検討していく課題となっております。

委員 養護施設は全国に600ヵ所ぐらいあって、単純に人口で割り返しますと大体20万人ぐらいの人口に対して1施設という状況です。各施設の定員もあるので簡単に言えないですけれども。

数の上で言うと、今、世田谷に2施設なので、ちょっと少ないのだろうと思っています。また、23区中22区が手を挙げているという報告がありましたが、施設のない区もありまして、全ての区で設置・拡充を進めていかないといけないと思います。世田谷区に住んでいたから世田谷区に措置するのではなくて、区外に措置したほうがいいケースも多いので、全体的に見ていく必要があると考えています。

また、大きい施設をどんどん建てるのではなくて、おそらくこの資料の中にもグループホームという言葉が出ていたと思うのですが、そうした小規模な施設が求められています。当施設もグループホームがありまして、先ほど保育施設のお話でもありましたが、消防法の関係などもありますし、実際にそんなに簡単に施設変更、用途変更ができるかどうかという課題もあります。グループホームの規模は現行6人でして、規模的には空き家の活用もいいと思っていますが、本当にちゃんとした施設としての整備を行う基準が必要かなと思っています。児童養護施設なので、現時点で区がどうするという問題ではないかもしれませんが、せっかく拡充を図るのであれば、施設のない区も含めて、グループホームを進めるのであれば本当に施設基準に見合うよう、いろいろなケア対策を含めてやっていただけると充実するのかなと思っています。

会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。皆さんにご協力いただいて、

今日の議題は審議を終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 本日は貴重なご意見ありがとうございました。事務局より1点事務連絡がございます。

本会議の議事録につきましては、これまで同様にメールでお送りいたしますので、確認をお願いいたします。また、毎回のことで恐縮ですが、十分ご発言ができなかった方や、後からお気づきになることなどがあるかと思っておりますので、事務局までご意見を頂戴できればと思います。

冒頭に申し上げましたように、皆様の任期中の会議は今回をもちまして終了でございます。約2年間にわたり会議を8回開催させていただき、毎回熱意のあるご意見をいただきましてありがとうございました。

最後でございますので、委員の方おひとりおひとりに一言ずついただきたいところですが、時間も過ぎておりますので、子育て中の保護者の立場からさまざまなご意見をいただきました公募委員の皆様より一言ずついただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員 2年間ありがとうございました。最後の児童相談所の件ですけれども、世田谷区と荒川区がいち早く開設することを、もう公表されているということで、ほかの区からもモデルケースとしていろいろ注目されるのかなと思っておりますので、課題はいろいろあると思いますが期待しております。また、子育てに関していろいろな施策が行われていることがすごく分かって、大変勉強になったのですが、なかなか一般の主婦にまで浸透していないのかなというのが私の印象でして、周知がもっと進むといいなと期待しております。ありがとうございました。

委員 2年間ありがとうございました。この2年を通して、自分が区民としてどんなことをやっていけばもっとよくなるのかということを、友人を通してでも考えるようになりました。区で、どんなことが話し合われていて、どんなふうになんとか決まっていくなのかということを区民が知るだけでも、きっと区民の働きかけ方といいますか、下からの働きかけ方みたいなものも変わってくると思います。本当に人口の多い区なのですごく難しいと思いますが、地方のように上下の透明性の高い区になるといいなというのが一番の感想です。ありがとうございました。

委員 私も民間の会社にしか勤めたことがなかったので、行政のお仕事に携わらせていただくのが初めてで、不勉強でいろいろとご迷惑をおかけしていたと思いますが、とても勉強させていただきました。ありがとうございました。

区民委員に応募したきっかけというのが、自分の子どものときに待機児童ということで、いろいろ苦勞をしましたので、何か区民としてお役に立てればい

いなと思ひまして、応募させていただきました。

息子がいるのですけれども、0歳から認可にお世話になっており、その子が今もう5歳になっていまして、今日はお休みをいただいたので、午前中、保育参加をしてきました。保育園で半日、先生をやらせていただいて、保育の現場も見せていただいたのですけれども、やはり一母親としては、たくさんのお母さんたちが待機児童で泣かないような区になってほしいなという気持ちで2年間務めさせていただきました。うちの息子がもう5歳で、あと1年で卒園です。自分の子どもが卒園するぐらいまでには世田谷区にもう待機児童が一人もいないような区になっていただきたいという思いがありましたので、それはぜひつなげていただければと思います。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。3名の委員の方、子育て中の立場からいろいろご意見いただきまして、私たちもご意見を真摯に受けとめ、今後の施策の充実に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、子ども・若者部長の中村より一言ご挨拶させていただきます。

事務局 この2年間本当にどうもありがとうございました。区の施策に幅広くたくさんのご意見をいただきました。特に今年度は利用調整基準の見直し部会でもご議論いただき、また、支援事業計画の見直しも無事まとめることができまして、一定の成果を上げられたと思っております。本当にありがとうございます。

また、本日、29年度予算の内示がありまして、正式には議会で議決をしてからですけれども、少し情報提供をさせていただきますと、区の総予算が2,987億円という規模でして、そのうち子ども・若者部が持っている予算が約600億円です。ですから5分の1がこの子どもと若者の予算に振り分けられているという、とても大きな予算をもらっています。

私たちは、このいただく予算を効果的なものとして、子ども計画に基づいて、多くの皆様に還元していくことがミッションだと思っていますので、これを実現させていきたいと思っています。

また、今回委員をお務めいただいた皆様には、今後も引き続き厳しい目で見守りいただき、また、いろいろなお立場からご支援もいただければと思っております。本当にこの間、ご協力いただきましてありがとうございました。

事務局 以上をもちまして第4回子ども・子育て会議を閉会いたします。皆様、長い間、まことにありがとうございました。